

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



[港区議会 動画配信](#)



【総務費】 選挙について（投票所における本人確認、今後の本人確認の方法、他事記載による無効票、無効票を削減する取り組み）
区民センターホールの予約方法の見直しについて
震災復興基金の活用方針について

【環境清掃費】 屋内喫煙所設置費等助成について（助成制度活用による設置件数、喫煙所が増えにくい理由、喫煙所整備のための助成要綱の見直し）
鳩への餌やりとフン被害

【衛生費】 健康相談事業について
健康サポート薬局について（申請件数、表示薬局を増やす支援）

【教育費】 区長部局との連携について（就学前の情報共有、切れ目のない支援）

* 決算特別委員会とは、前年度の決算について審議するために設置された特別委員会のことで、**担当課長**に質問します。

【総務費】

選挙について

Q: 「手ぶら投票」は字の如く何も持たずに投票できること。多くの人に知られるようになったが、二重投票やなりすまし投票も懸念される。これまでトラブルが生じたことはあったか。

A: 選挙管理委員会事務局次長

本年執行された港区長選挙、東京都知事選挙を始め、過去の選挙に遡って調べたがトラブルが生じたことは無い。

Q: 「手ぶら投票」の本人確認方法は、「名前」「住所」「生年月日」の自己申告のみ。身分証明書を求めて良いと思うが、手ぶら投票の際の本人確認はどうあるべきと考えるか。

A: 選挙管理委員会事務局次長

本人確認の方法は、公職選挙法上明確な定めは無い。投票の利便性に配慮しつつ、不正防止の見地からも個人情報を申告してもらい、選挙人名簿と一致した場合に投票してもらっている。引き続き適切な本人確認に努めていく。

Q: 港区で行う選挙では毎回 1,000 票以上の無効票がある。その中でも他事記載（候補者氏名のほか、他事を記載すること）による無効票数と内容は。

A: 選挙管理委員会事務局次長

平成 31 年の港区議会議員選挙では 7 票、今年の港区長選挙では 5 票、東京都知事選挙では 22 票の他事記載による無効票があった。内容は記録が残っていない。

Q: 昨年の区議選では 1 票差で当落が分かれた。どのような票が無効になるか多くの人は知らない。例を出したりして無効票の削減に取り組んでいただきたい。

A： 選挙管理委員会事務局次長

投票所に無効票の具体的な事例を掲示するのは誘導に繋がることが考えられることから難しい。しかしホームページなどでイラストなどわかりやすい周知方法は工夫する。

区民ホールの予約の見直しについて

Q： 昨年の定例会で区民ホール利用について改善を申し入れた。申込期間の見直しを検討していると思うが、現在の進捗は。

A： 地域振興課長

年 1 度、職員が手作業で行う「特例の利用申込」を他の会議室と同様に「施設予約システム」で毎月予約申込ができるようにすることを考えているほか、必要な準備期間が確保されるよう予約申込期間の見直しを検討している。

震災復興基金の活用方針について

Q： こちらも昨年の定例会で震災復興基金の活用方針を早急に作成し提示してもらいたいと対応を求めた。進捗は。

A： 防災課長

検討作業の詰め段階であり、できる限り早期に取りまとめる。

【環境清掃費】

喫煙所整備について

Q： 民間にも協力してもらいながら喫煙所の整備を進めるために、港区では設置と維持管理費の助成をしている。これまでこの制度を利用して設置された喫煙所が 33（うちコンビニ 23）と港区の HP に公開されているが、ここ 2 年ほどの屋内喫煙所や屋外コンテナ型の設置数は。

A： 環境課長

平成30年度は9カ所（5～10m²）、令和元年度は2カ所（6m²、11.5m²）。屋外設置のコンテナ型喫煙所の設置はない。

Q： そもそも喫煙所は土地や敷地があり、かつ喫煙所を作ってもよいという場合に限定されている。現時点では助成があっても十分ではなく、善意の慈善事業や地域貢献という企業や個人がいなければ整備が進まない。区は喫煙所が増えにくい理由をどのように考えているか。

A： 環境課長

都心は賃料が高く喫煙所に必要な物件が確保しづらいこと、設置費や維持管理費がかかること、民間事業者による整備が進みづらい状況があると認識している。

Q： 現在の助成制度では、土地を借りてでも喫煙所を増やすべきだという考えにはまだ至っていない。対象や助成額、また制度要綱自体を早急に見直すべきではないか。

A： 環境課長

より利用しやすい制度となるように見直しの検討を含め、屋外設置のコンテナ型やトレー型など、密閉型の喫煙所等の整備に積極的にも取り組む。

鳩への餌やりとフン被害について

Q： 鳩の餌やりに関して、注意看板や防犯パトロールだけではもう限界なのではないか。一歩進んだ第策をお願いしたい。

A： 環境課長

他自治体の条例や取り組み事例、条例施行後の効果等についても調査していく。

【衛生費】

Q： 保健所では月に一度、予約制の健康相談を実施している。昨年度の実施件数と相談内容は。

A： 健康推進課長

保健師、管理栄養士による相談件数は16件で、糖尿病予防や脂質異常症、肥満等に関する相談があった。禁煙相談員による相談は3件。

Q： 平成28年から健康サポート薬局という制度がある。様々な基準をクリアした地域の薬局が総合的に健康増進を支援する機能を持ち、住民に向けて健康全般の相談が可能となる。申請窓口は各自治体であるが、港区における申請件数は。

A： 生活衛生課長

令和2年9月末現在、14件。

Q： 健康サポート薬局を表示していくための基準がある。港区では14件の申請があるというが、ほとんどが全国展開している大手薬局。特に地域に根差した小規模薬局こそ健康サポート薬局になっていただきたい。港区からも手厚い支援をお願いしたい。

A： 生活衛生課長

事業者向けに手続き方法をわかりやすく掲載したり、窓口対応を丁寧に行い、手続きがスムーズに進むよう支援していく。

【教育費】

区長部局との連携について

Q： 医療的配慮を含め、特別な支援が必要な子供と保護者がいる。保育園から区立小学校、幼稚園から区立小学校へ就学することに何年も不安や心配を抱える家庭もある。区長

部局と教育委員会はもっとこのような事情を抱える未就学児に目を向け、区長部局と教育委員会の連携をもっと図り、積極的に関わって欲しい。

A： 教育指導担当課長

今後、区内幼稚園・保育園等に就学相談に関するリーフレットを配布、ホームページやSNS等で広く周知し、特別な支援等に関する相談を教育センターにおいていつでも受け付けていることを周知していく。

Q： 区立小学校に就学する年齢から区立中学校を卒業する年齢（または区立学校に通わなくなった時）まで、いわゆる義務教育の期間中は教育委員会が子供の管轄となる。区長部局も教育委員会も、子供が成長する期間の中で一定年齢になったらバトンを渡し、バトンをもろうということになるが、必要な情報共有はしっかりと切れ目のない支援に繋がってほしい。

A： 教育指導担当課長

今後、障害者福祉課や障害者を雇用する会社、都立特別支援学校等と連携し、社会的自立に向けたキャリア教育を充実させる。また教育と福祉が共同でこれまでも行ってきた児童・生徒の成長を見守るための個別のケース会議に進学先の学校等を招くなど、中学校卒業後の関係期間との連携を強化する。個に応じた支援を協議し、必要な情報を引き継ぐなど、幼児期から社会的自立の実現まで継続して支援できる体制を構築していく。

以上